イ　動物の排せつ物に凝集を促進する材料（昭和二十五年六月二十日農林省告示第百七十七号（特殊肥料等を指定する件）の別表第一に掲げる凝集促進材を除く。原料規格第二中十六の項及び原料規格第三中二の項において同じ。）若しくは悪臭を防止する材料を混合し、脱水若しくは乾燥したものに動物の排せつ物を混合したもの又はこれを乾燥したもの 二　動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰に限る。）及び一に掲げる汚泥肥料）				
(3)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの	肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
	化成肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料のいずれか二以上を配合し、造粒又は成形したもの	（略）	（略）	一～四　（略） 五　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六～八　（略）

イ　動物の排せつ物に凝集を促進する材料（昭和二十五年六月二十日農林省告示第百七十七号（特殊肥料等を指定する件）の別表第一に掲げる凝集促進材を除く。原料規格第二中十六の項及び原料規格第三中二の項において同じ。）若しくは悪臭を防止する材料を混合し、脱水若しくは乾燥したものに動物の排せつ物を混合したもの又はこれを乾燥したもの 二　動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰に限る。）及び一に掲げる汚泥肥料）				
(3)　登録の有効期間が三年又は六年であるもの	肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
	化成肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料のいずれか二以上を配合し、造粒又は成形したもの	（略）	（略）	一～四　（略） 五　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六～八　（略）